

区内の半数以上のセンターが「1点」又は「2点」となった項目に係る改善策等の実施状況

項目	区	改善策等の実施状況
運営体制 【利用しやすさ】 ・夜間・休日の電話対応	安芸区	夜間・休日の電話を受け付けた法人の施設等の職員からセンターの職員への連絡体制が整えられており、今後も緊急対応を要する場合には、迅速に対応ができる体制を継続していくことを区地域支えあい課が確認した。
運営体制 【介護予防ケアマネジメントの直接実施率】	中区 南区 西区 安佐南区	職員の交代等があり、体制整備が十分ではなかったセンターもあるが、区地域支えあい課が設置法人に介護予防プランナーの適正配置について指導するとともに、巡回支援等で介護予防ケアマネジメントの担当件数を確認することで、少しずつ上限件数を遵守できるようになってきている。
【介護予防ケアマネジメントの担当件数】	中区 東区 安佐北区	
職員体制 【経験豊富な職員配置状況】	中区以外の7区	法人に対して、センターで長く経験を積めるよう、中長期を見据えた法人全体における人員配置を働きかけているほか、職員の育成や定着率が向上するような環境作りや研修等を行っている。 区地域支えあい課がセンターの定例会や職種別会議で、情報交換や活動発表の場を設けることで、職種間の連携強化や資質向上を図っている。
広報活動 【認知度】	中区 南区	センターのチラシを公民館等に設置するとともに、センターだよりを作成し、町内会の回覧や金融機関等で配布するなど、センターが広報活動を積極的に行っている。
介護予防ケアマネジメント 【サービス利用後の地域とのつながり】	全区	地域のサロン等が新型コロナウイルス感染症の影響で運営されていないため結び付けが難しい部分もあるが、リハビリ効果が見られて体調が戻りサービスを終了できた高齢者もいるなど、自立支援、地域とのつながりを意識したケアマネジメントを行い、対象者を支援している。 地域資源の把握に努めるほか、研修受講や勉強会を開催するなどして、目標志向型の介護予防プランの作成が行えるように取り組んでおり、対象者の主体的な取組につながるよう努めている。
地域介護予防拠点整備促進事業 ・介護予防拠点の立ち上げ箇所数	佐伯区	広報チラシの情報の定期的な更新等により普及啓発を行ったほか、地域住民との協議を重ねることによって、個人宅や公民館等で新規立ち上げをすることができた。
在宅医療・介護連携推進事業 ・多職種による情報交換・事例検討会の開催状況	佐伯区	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で会議等を中止したセンターもあったが、リモートによる研修会や会議を開催するなどの工夫をしたほか、感染防止対策を講じた上で認知症をテーマとした研修会を実施している。
在宅医療・介護連携推進事業 【認知症初期集中支援チームとの連携】	安佐南区	センターの定例会・研修会で、認知症初期集中支援チームとの連携がさらにスムーズとなるよう、チームとセンターの役割等をテーマとした内容を取り入れたことによって、令和2年度は全ての地域包括支援センターで円滑に行われている。 また、認知症地域支援推進員が行うオレンジミーティングにおいて、認知症初期集中支援チームとの連携が深まるよう支援を行っている。